

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法第73条の14第11項から第13項までに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>（東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免）</p> <p>第18条 局長は、東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（<u>法第73条の14第6項に規定する公共事業に限る。</u>）の用に供するため、不動産を収用されて補償金を受けた者、当該復興整備事業を行う者に当該復興整備事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは当該復興整備事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に当該復興整備事業の用に供されることが確実であると認められるものとして同項の政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から2年を経過する日後に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を</p>	<p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法第73条の14第12項から第14項までに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>（東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免）</p> <p>第18条 局長は、東日本大震災復興特別区域法第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された同条第2項第4号に規定する復興整備事業（<u>法第73条の14第7項に規定する公共事業に限る。</u>）の用に供するため、不動産を収用されて補償金を受けた者、当該復興整備事業を行う者に当該復興整備事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは当該復興整備事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に当該復興整備事業の用に供されることが確実であると認められるものとして同項の政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から2年を経過する日後に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を</p>

<p>受けた不動産（以下この項及び第3項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと局長が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、<u>同条第6項</u>の政令で定めるところにより、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）に第57条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>受けた不動産（以下この項及び第3項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと局長が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、<u>同条第7項</u>の政令で定めるところにより、局長が法第388条第1項の固定資産評価基準によって決定した価格）に第57条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>2 (総務省令第7条の3第4項並びに第7条の3の2第4項及び第5項に規定する補正の方法の申出)</p> <p>第55条 総務省令第7条の3第4項並びに第7条の3の2第4項及び第5項に規定する補正の方法を申し出る者は、<u>第59条第1項の申告書を提出する際に、併せて局長に申し出なければならない。</u></p> <p>(不動産取得に係る申告義務等)</p> <p>第59条 不動産を取得した者は、<u>当該不動産取得の日から60日以内に、申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、局長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 法第73条の18第1項に規定する条例で定める事項は、不動産を取得した年月日及び事由その他規則で定める事項とする。</u></p> <p><u>3 法第73条の4から第73条の7までの規定に該当する者は、第1項の申告</u></p>	<p>(総務省令第7条の3第4項並びに第7条の3の2第4項及び第5項に規定する補正の方法の申出)</p> <p>第55条 総務省令第7条の3第4項並びに第7条の3の2第4項及び第5項に規定する補正の方法を申し出る者は、<u>当該不動産取得の日から60日以内に、申出書を局長に提出しなければならない。</u></p> <p>(不動産取得に係る申告義務等)</p> <p>第59条 不動産を取得した者は、申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、局長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 法第73条の18第1項ただし書の場合においても、局長は、不動産取得税の賦課徴収に関し必要があるときは、不動産を取得した者に対し申告書の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>3 法第73条の18第1項に規定する条例で定める期間は、当該不動産取得の日から60日とする。</u></p> <p><u>4 法第73条の18第1項及び第2項に規定する条例で定める事項は、不動産を取得した年月日及び事由その他規則で定める事項とする。</u></p> <p><u>5 法第73条の4から第73条の7までの規定に該当する者は、第1項又は第</u></p>

書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足りる権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

4 [略]

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第60条 市町村長は、法第73条の18第3項の規定により不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格及び固定資産課税台帳登録後における当該不動産に係る増築、改築、損壊その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を、併せて局長に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告)

第63条 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の6第2項の申告をする者は、第59条第1項の申告書を提出する際に、規則で定めるところにより、徴収猶予に係る申告書を併せて局長に提出しなければならない。

(不動産取得税の課税免除)

第65条 [略]

2 前項の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者は、第59条第1項の申告書にその免除を受けようとする事由を記載した免除申請書を添付して、局長に提出しなければならない。

2項の申告書に当該不動産の取得に対し不動産取得税を課されないことを証明するに足りる権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。

6 [略]

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第60条 市町村長は、法第73条の18第4項の規定により不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格及び固定資産課税台帳登録後における当該不動産に係る増築、改築、損壊その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を、併せて局長に通知するものとする。

(住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告)

第63条 法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項（法第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。）及び第73条の27の6第2項の申告をする者は、当該不動産取得の日から60日以内に、規則で定めるところにより、徴収猶予に係る申告書を局長に提出しなければならない。

(不動産取得税の課税免除)

第65条 [略]

2 前項の規定により不動産取得税の免除を受けようとする者は、当該不動産取得の日から60日以内に、その免除を受けようとする事由を記載した免除申請書を局長に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例（表2の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例第55条、第59条第2項、第4項及び第5項、第63条並びに第65条第2項の規定は、前条ただし書に規定する改正部分の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。